

松伏町国民健康保険・後期高齢者医療保険に 加入されている方へ

人間ドック受診料を助成します

疾病の予防及び早期発見・早期治療を促進し、健康保持・増進を図ることを目的として、人間ドックの費用負担の一部を助成しています。

松伏町国民健康保険の被保険者の方

■要件／次の要件にすべて該当する方

- ▶ 受診申請日及び受診日に松伏町国民健康保険に加入している方。
- ▶ 受診日に35歳以上の方。
- ▶ 国民健康保険税を完納されている方。

■申込み・申請／国民健康保険証及び免許証などの本人確認書類を持参の上、国保年金担当の窓口で申請してください。

※受診票を発行しますので、必ず受診前に申請してください(受診後の申請は受付できません)。その際に、助成対象項目の説明をします。

■定員／150名(申込み順)

■自己負担額

【指定医療機関】 15,000円(埼玉野村病院又は埼玉筑波病院)

【指定医療機関以外】 いったん全額を自己負担し、受診項目を確認した上で受診後に助成金を交付します。(助成金額は、検診料総額が35,000円以上のときは20,000円、35,000円未満のときは検診料総額から15,000円を差し引いた金額)。

※人間ドック検診結果表(写)と領収書(「人間ドック」と記載があるもの)を町へ提出していただきます。



後期高齢者医療保険の被保険者の方

■要件／次の要件にすべて該当する方

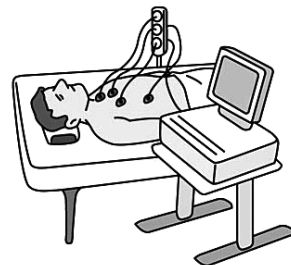
- ▶ 松伏町に住民票がある方、又は松伏町から県外の介護施設等に入所している方(住所地特例適用の人)。
- ▶ 後期高齢者健康診査(集団検査)を受診していない方。
- ▶ 後期高齢者医療保険料を完納されている方。

■申込み／受診前に電話で高齢福祉担当(☎991-1884)へでお申し込みください。

■申請／人間ドック受診後1か月以内に①印かん②後期高齢者医療保険証③領収書(「人間ドック」と記載があるもの)④人間ドック結果表⑤預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、高齢福祉担当へ申請してください。

■定員／25名(申込み順)

■助成額／人間ドックに要した費用(100円未満の端数がある場合は切り捨て)とし、20,000円を限度とします。助成は1人につき1年度中(4月～3月)に1回限りです。また、転入前の市区町村で助成を受けた場合や、他の制度により助成を受けている場合には助成を受けることができません。



松伏町国民
健康保険

特定健診・特定保健指導について

特定健診

生活習慣病予防のために、その原因となるメタボリックシンドロームを早期発見するための健診です。松伏町国民健康保険では5月に対象者へ特定健診受診券及び案内文書を送付します。

■対象／4月1日における松伏町国民健康保険の被保険者で、年間を通じて松伏町国民健康保険に加入予定の40歳以上の方(平成27年3月31日までに40歳になる方、後期高齢者医療保険へ移行予定の74歳の方を含みます)



- 自己負担額／【集団健診】無料(保健センター・老人福祉センター・役場で、日時を指定して実施。)
【個別健診】1,000円(指定医療機関で実施。)
- 実施時期／【集団健診】6月 【個別健診】6月～10月

特定保健指導

特定健診や人間ドックの結果、生活習慣病発症のリスクがあると判定された場合、保健師・管理栄養士などが生活習慣病の予防・改善に役立つ指導をします。

後期高齢者
医療保険

後期高齢者健康診査について

心臓病、脳卒中や生活習慣病等の早期発見及び予防対策のための健診です。5月に対象者へ健康診査受診の案内を送付します。同封のハガキでお申し込み下さい。

- 対象／後期高齢者医療保険加入者(受診日現在)
- 自己負担額／【集団健診】無料(保健センター・老人福祉センター・役場で、日時を指定して実施。)
※個別健診は、行っていません。
- 実施時期／6月

問合せ／春日部年金事務所☎048-737-7112(音声案内②)
国民年金担当☎991-1870



平成26年4月から国民年金保険料が変わります

平成26年度の国民年金保険料は月15,250円になります。
日本年金機構より送付される納付書で、金融機関又はコンビニエンスストアで納付ができます。また、便利な口座振替で納付することもできます。なお、まとめて前払いすると割引が適用されます。

国民年金保険料の「学生納付特例制度」について



■学生納付特例制度について

学生の皆さんも20歳になった時から、国民年金に加入し保険料を納めることになります。しかし、本人の前年の所得が一定以下の方は、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を受けることができます。思わぬ事故や病気による障がいなどで、障害基礎年金等が受けられない場合がありますので、お早めに手続きしてください。

また、平成26年4月より申請時点から最長2年1か月分の学生納付特例制度を遡って申請できるようになりました。

▶学生納付特例の承認期間

26年度の承認期間は平成26年4月から平成27年3月まで。

在学期間中、毎年度(毎年4月以降)申請が必要です。

▶学生納付特例期間の承認を受けた期間について

特例期間は、年金の受給資格期間には算入されますが、将来受給する老齢基礎年金額には反映されません。ただし、承認を受けてから10年以内の期間であれば、遡って保険料を納付することができる「追納」制度があります。追納することにより、老齢基礎年金額に反映されます。また、追納する保険料額は、特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降から申請当時の保険料に加算金額が上乘せされます。

■手続きに必要なもの

▶年金手帳

▶印かん(認印)

▶学生証の表裏の写し又は在学証明(26年度は平成27年3月31日まで有効期限が確認できるもの)

※代理人が申請に来られる場合は、来られた方の本人確認できるもの(免許証、パスポートなど)。また、申請人と代理人の方が別世帯の場合は、委任状が必要となります。

また、転入など住所変更がある場合、前住所地の市町村から所得証明書などを添付する必要があります。